

令和4年度 伊賀市防災会議 会議録

開催日時	令和5年2月21日（火）開会：午後3時30分 閉会：午後4時30分
開催場所	伊賀市ゆめぼりすセンター 2階 大会議室
委員出欠	出席委員22名、代理出席8名、欠席委員7名
出席委員	<p>伊賀市長  伊賀市副市長  伊賀市上下水道事業管理者  伊賀市教育長  伊賀市消防長  伊賀市総務部長  三重県伊賀地域防災総合事務所危機管理地域統括監兼所長  伊賀市消防団長  独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所長  西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部阪奈支社関西線区長  中部電力パワーグリッド株式会社伊賀営業所長  社団法人三重県トラック協会伊賀支部長  伊賀鉄道株式会社上野市駅長  上野都市ガス株式会社常務取締役保安工務部長  伊賀上野ケーブルテレビ株式会社取締役社長  株式会社アドバンスコープ代表取締役社長  上野商工会議所会頭  伊賀市商工会女性部長  気象庁津地方気象台長  島ヶ原地域まちづくり協議会長  伊賀市男女共同参画ネットワーク会議会長  伊賀市議会議長  国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所副所長（代理出席）  国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所副所長（代理出席）  陸上自衛隊第10師団第33普通科連隊防衛陸曹（代理出席）  三重県伊賀警察署警備課長（代理出席）  三重県名張警察署警備課長（代理出席）  西日本電信電話株式会社三重支店災害対策室担当課長（代理出席）  日本郵便株式会社上野郵便局総務部長（代理出席）  近畿日本鉄道株式会社名張駅助役（代理出席）</p>
欠席委員	<p>伊賀市消防団女性分団長  三重交通株式会社伊賀営業所長  社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会地域福祉部長  伊賀日本語の会代表</p>

	社団法人伊賀医師会長 社団法人名賀医師会理事 伊賀ふるさと農業協同組合理事
事務局	伊賀市危機管理監兼防災危機対策局長 伊賀市防災危機対策局次長 伊賀市防災危機対策局職員 3名
議事項目	1. 開会 2. あいさつ 3. 議事 (1) 報告事項 専決報告について (2) 協議事項 伊賀市地域防災計画（風水害等対策編）及び水防計画の修正について 伊賀市地域防災計画（震災対策編）の修正について 伊賀市地域防災計画（資料編）の修正について 4. その他
会議録 事務局（次長）	<b>1. 開会</b> 定刻が参りましたので、ただ今から、「令和4年度伊賀市防災会議」を開催させていただきます。 私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、伊賀市防災危機対策局の城北でございます。よろしくお願いいたします。 早速ではございますが、この会議の委員定数37名の内、現在30名の参加をいただいております。「伊賀市防災会議運営要綱」第2条第2項により半数以上のご出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。 また、同運営要綱第3条第2項により、委員様にご欠席の場合は、その代理の方を委員とみなすとされていますことをご報告させていただきます。
会長（市長）	<b>2. あいさつ</b> それでは、当協議会の会長であります岡本市長よりご挨拶申し上げます。 本年度の伊賀市防災会議の開催にあたり、ご挨拶申し上げます。 本会議はコロナ禍によりまして3年ぶりの開催となりましたが、防災会議委員の皆様方におかれましては、公私にわたりお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。 また、日頃から、市政各般にわたりそれぞれの立場でご理解、ご協力いただいておりますことに、お礼を申し上げます。 さて、近年、全国的に台風や集中豪雨の被害が発生しており、地震においても南海トラフ地震や内陸型の直下型地震の発生が危惧されているところです。

現在の本市の地域防災計画の「風水害等対策編」、「震災対策編」、「資料編」につきまして令和元年度に修正を行い、簡易的な部分は専決処分て修正を行い、防災・減災対策を講じてきたところでございますが、県の地域防災計画との整合性を図るなど、この度一部を修正することといたしました。

本日は、伊賀市地域防災計画の「風水害等対策編」、「震災対策編」、「資料編」の修正内容について、当会議委員の皆様からご意見を頂き、本計画がよりよい計画になりますよう、ご審議の程よろしくお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、私からの挨拶といたします。

事務局（次長）

ありがとうございました。

#### ○資料の確認

続きまして、議事に入らせていただく前に、資料につきまして、事項書裏面の配布資料一覧に基づいて、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

（配布資料一覧を読み上げ、確認）

また、当日配布させていただいた資料でございますが、本日の「出席者名簿」、「座席表」、「津地方気象台からの意見に基づく伊賀市地域防災計画修正（案）」、その他の項で説明させていただきます、「ハザードマップ」、「伊賀市防災・情報アプリ（HAZARDON）」のチラシを配らせていただいております。

資料の不足がございましたら、お手数ですが挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

申し訳ございませんが、資料の修正をお願いいたします。

資料3のP239、最後のページですが、最後の行「特別対策東海地震に関する緊急対策」は、資料編に編入を削除いただきますようお願いいたします。

また、津地方気象台様から事前にご意見頂きました点につきましては、表記等の修正でありますので修正とさせていただきます。

#### ○議長及び会議公開の確認

続きまして、議事に入らせていただきますが、「伊賀市防災会議運営要綱」第2条第1項の規定に基づきまして、会長が議長となることとなっております。

また、同要綱第2条第3項で、「議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」となっておりますので、申し添えます。

また、伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、本日の会議は公開とさせていただきます。

また、会議録を作成し、ホームページで公開させていただきますので、議事内容を録音させていただきますことに、あらかじめ、ご了解をお願いします。

それでは、ここからの議事進行を会長をお願いいたします。

<p>会長（市長）</p>	<p><b>3. 議事</b></p> <p>円滑な議事運営に、委員の皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>3 議事（1）報告事項の「専決報告について」事務局から説明してください。</p>
<p>事務局（職員）</p>	<p>専決報告について、説明させていただきます防災危機対策局前川です。よろしくお願ひします。</p> <p>専決報告につきましては、伊賀市防災会議運営要綱第4条「会長は、防災会議が処理すべき事務のうち、緊急を要するもの又は軽易なものについて、防災会議に代わって処分することができる。」とあり、第2項に「会長は、前項の規定による処分をしたときは、これを次の防災会議に報告するものとする。」とあります。これに基づき、【伊賀市地域防災計画（風水害等対策編）、伊賀市水防計画】及び【伊賀市地域防災計画（震災対策編）】令和3年3月修正以降の専決により修正した項目について、報告させていただきます。</p> <p>「資料1 専決報告について」をご覧ください。2項目、変更させていただいております。</p> <p>まず1項目としまして、令和3年5月に災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律30号）5月10日公布、5月20日施行を受けて、「避難勧告等に関するガイドライン」の名称を変更し、「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」として公表され、内閣府より避難情報等の名称変更について通知があったことから、資料1の表のとおり、レベル3の「避難準備・高齢者等避難開始」をレベル3「高齢者等避難」に、レベル4の「避難勧告」と「避難指示（緊急）」を統合し、レベル4「避難指示」に、レベル5「災害発生状況」をレベル5「緊急安全確保」に修正をしています。地域防災計画の主な修正箇所としましては、風水害等編の39ページ及び震災対策編49ページの第2部災害予防・減災対策、第2章安全な避難空間の確保、第1節避難対策の推進、第3項の対策の市が実施する対策、1 避難情報の種類の項目の箇所となります。</p> <p>なお、この修正に基づき、地域防災計画本文中の「避難勧告及び避難指示」、「避難勧告等」につきましても、「避難指示等」に修正しています。修正箇所については、修正後の赤文字として表記しています。</p> <p>続きまして、2項目は、令和4年4月1日の伊賀市組織改編による伊賀市災害対策本部運営要綱の改正の基づいた災害対策本部を構成する組織・組織名及び所掌事務等の修正をしています。</p> <p>地域防災計画本冊の主な修正箇所といたしましては、風水害等対策編のP87・P88震災対策編の106ページ、107ページの「（1）伊賀市災害対策本部組織図」とそれに続く「（2）所掌事務」を要綱の改正に基づき修正するとともに、伊賀市地域防災計画（風水害等対策編・震災対策編）全編にわたり、各節の担当部署や担当部（班）・担当班を改正した要綱に基づき修正しております。修正箇所については、</p>

<p>会長（市長）</p>	<p>専決報告の1項目と同様に、修正後の赤字表記としています。以上「専決報告について」の説明とさせていただきます。</p> <p>報告が終わりましたので、委員の皆様におかれましては、専決処分についてのご了承をお願い致します。</p> <p>続きまして（2）協議事項の「伊賀市地域防災計画（風水害対策編）及び水防計画の修正について」事務局から説明してください。</p>
<p>事務局（職員）</p>	<p>防災危機対策局の中林です。よろしく申し上げます。</p> <p>伊賀市地域防災計画（風水害等対策編）及び伊賀市水防計画の主な修正について説明させていただきます。資料2伊賀市地域防災計画（風水害等対策編）及び伊賀市水防計画の修正についてをご覧ください。</p> <p>まず、1から3につきましては、三重県地域防災計画に基づき「東海農政局三重支店」を「東海農政局三重県拠点」に修正、「楽天モバイル株式会社」を追記、「近畿日本鉄道株式会社」の内容の修正をします。</p> <p>続きまして、4につきましては、すでに住民自治協議会が中心となり地域の防災力強化の役割を担っていただいているため、現状の取り組みに合わせ、住民自治協議会の位置づけを全編にわたり追記しました。また、避難所運営マニュアルや地区防災計画の策定等、地域の取り組みを市が支援することを追記しました。</p> <p>5、防災計画の17ページです。人口を令和4年3月末時点に修正をします。</p> <p>6、防災計画の21ページです。避難所ごとではなく、地域の実情に応じた、地域による自主的な避難所運営を行うための避難所運営マニュアルの策定を支援していくため「各避難所ごと」から「三重県避難所運営マニュアル策定指針」による地域に修正をします。</p> <p>7につきましては、災害に対する普及方法、災害時の避難情報等の情報発信や入手方法に加えて情報共有を行うツールとして、伊賀市防災情報システムや伊賀市防災・情報アプリ（HAZARDON）等、多様なツールの追記や項目に合わせて全編にわたり修正をします。</p> <p>8、防災計画の24ページ、45ページです。伊賀市地域防災計画に定める拠点避難所の役割を整理し修正をします。</p> <p>9、防災計画の24ページです。伊賀市地域防災計画（震災対策編）に合わせて福祉避難所の用語及び定義を追記しました。</p> <p>10につきましては、避難行動要支援者避難支援プランに基づき、「避難行動要支援者」「避難支援等関係者」を全編にわたり追記、修正をします。</p> <p>11、防災計画の41ページです。避難所運営において、女性や障がい者等、避難者の多様性に配慮した対策を図るため、「男女のニーズの違いを考慮すること」から「多様な視点やニーズの違いへの配慮すること」に修正をします。</p> <p>12、防災計画の51ページです。三重県地域防災計画に基づき、被災宅地危険度</p>

判定体制、被災宅地危険度判定士を追記します。

13、防災計画の64ページです。市における災害時用の物資等の備蓄量を「三重県備蓄・調達基本方針に基づく備蓄量」に修正をします。

14、防災計画の65ページ、209ページ、211ページです。家庭における備蓄目標として推奨している「3日以上できれば7日間」と修正をします。

15、防災計画の102ページです。三重県管理河川の柘植川・服部川・木津川の発令基準を三重県の定める基準に修正をします。

16、防災計画の135ページです。災害時における情報収集を行う防災関係機関等を追記します。

17、防災計画の145ページ、146ページです。災害時における主要交通機関の運行状況等の確認先の修正をします。

18、19、防災計画の204ページ、205ページです。三重県緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき市内緊急輸送道路の路線名及び区間、また「南海トラフ地震」の活動・物資搬送拠点に修正をします。また、205ページに記載のしらさぎ運動公園については、市が指定する拠点施設のため、注意書きを追記します。

20、防災計画の233ページです。風水害時には被災建築物応急危険度判定は実施しないため、関係する記述を削除します。

続きまして、伊賀市水防計画の変更事項を説明させていただきます。

1、防災計画の281ページです。雨量の観測については、防災みえで市内の雨量局の状況を確認しているため、現状に合わせた文言に修正をします。

伊賀市地域防災計画（風水害等対策編）及び伊賀市水防計画の修正については以上となります。

会長（市長）

説明が終わりましたが、ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

～質問、意見なし～

いかがでしょうか。それでは、質疑を打ち切りまして採決をいたしたいと思いません。それでは、「伊賀市地域防災計画（風水害対策編）及び伊賀市水防計画の修正について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～全委員一致で賛成～

ご異議もないようでございますので、「伊賀市地域防災計画（風水害対策編）及び伊賀市水防計画の修正について」原案どおり可決することに決定いたします。

続きまして、「伊賀市地域防災計画（震災対策編）の修正について」事務局から説明してください。

事務局（職員）	<p>防災危機対策局の竹岡です。よろしくお願いします。</p> <p>伊賀市地域防災計画（震災対策編）の主な修正点について説明します。</p> <p>なお、伊賀市地域防災計画（風水害対策編）と重複する箇所は、説明を割愛させていただきます。項目としては、2番から11番、14番、15番、17番、18番を割愛させていただきます。</p> <p>「資料3伊賀市地域防災計画（震災対策編）の修正について」をご覧ください。</p> <p>1番に関しまして、震災対策編の「特別対策 東海地震に関する緊急対策」については、「大規模地震対策特別措置法」は残るものの、本市は地震防災対策強化地域としての指定されていないことから、地震編から削除します。また、これに伴い、10ページのように震災編全編にわたり東海地震に関する緊急対策に係る記述を削除ないしは、南海トラフ地震臨時情報に関する記述に修正します。該当ページについては、資料のとおりです。</p> <p>12番に関しまして、57ページです。三重県地域防災計画に基づき「特定建築物」を「通行障害既存耐震不適格建築物」に変更しました。</p> <p>13番に関しまして58ページです。三重県地域防災計画に基づき「被災住宅危険度判定コーディネーター」を「判定調整員」に変更しました。</p> <p>16番に関しまして99ページです。三重県地域防災計画に基づき「(3) 公共土木施設等の対策」、「(4) 工事中の建築物に対する措置」を追加しました。</p> <p>19番に関しまして、207ページです。三重県緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき「市内緊急輸送道路」を修正しました。また、しらさぎ運動公園については、市が指定する拠点施設のため注意書きを追記しました。</p>
会長（市長）	<p>説明が終わりましたが、ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。</p> <p>～質問、意見なし～</p> <p>いかがでしょうか。それでは、質疑を打ち切りまして採決をいたしたいと思いません。それでは、「伊賀市地域防災計画（震災対策編）の修正について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>～全委員一致で賛成～</p> <p>ご異議もないようでございますので、「伊賀市地域防災計画（震災対策編）の修正について」、原案どおり可決することに決定いたします。</p> <p>続きまして、「伊賀市地域防災計画（資料編）の修正について」事務局から説明してください。</p>

事務局（職員）	<p>伊賀市地域防災計画（資料編）の修正箇所について説明いたします。</p> <p>まず、1につきましては、資料でお示ししますとおり「1市の気象等」から伊賀市水防計画（資料編）の「3伊賀市消防団管轄区域及び定数」について、最新の数値及び現状に合わせた内容に修正しております。修正箇所につきましては、資料4に記載のページとなっております。</p> <p>次に、2につきましては、災害事例に基づく新たな課題の認識、国による支援の考え方等の変更により令和3年5月に三重県備蓄・調達基本方針が改正されました。これに基づき伊賀市地域防災計画（風水害対策編等）でご報告いたしましたとおり修正をしておりますので、資料編についても、「4-1非常食備蓄一覧」を「4-1重要10品目備蓄一覧」に変更しております。</p> <p>公助による備蓄物資の重要品目は、被災者が最低限の避難生活を維持するうえで必要であり、大量の需要が見込まれる物資や被災者の命と生活環境に不可欠な必需品である重要品目とされております。</p> <p>重要10品目とは、国の行うプッシュ型支援物資の8品目であります、食料、毛布、乳児用粉ミルク又は液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品に飲料水と哺乳瓶を加えた計10品目を重要品目と位置付けております。</p> <p>最後に、3につきましては、三重県が令和4年4月に伊賀市内81河川の洪水浸水想定区域等を指定しました。これらに伴い市内の浸水想定区域内及び土砂災害（特別）警戒区域内における要配慮者利用施設等を整理し、16施設から42施設に変更いたしました。</p>
会長（市長）	<p>説明が終わりましたが、ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。</p> <p>～質問、意見なし～</p> <p>いかがでしょうか。それでは、質疑を打ち切りまして採決をいたしたいと思いません。</p> <p>それでは、「伊賀市地域防災計画（資料編）の修正について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>～全委員一致で賛成～</p>
会長（市長）	<p>ご異議もないようでございますので、</p> <p>「伊賀市地域防災計画（資料編）の修正について」、原案どおり可決することに決定いたします。</p> <p>なお、これまでご審議いただいた修正案については、災害対策基本法第42条第5</p>



事務局（次長）	<p>項の規定により、今後、県知事に報告することとなりますので申し添えます。</p> <p>これで、協議事項はすべて終了いたしました。</p> <p>議事進行にご協力賜りまして、誠にありがとうございました。</p> <p>それでは、これより進行を司会に戻します。</p> <p><b>4. その他</b></p> <p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>4 その他の項でございますが、折角の機会でございますので、委員の皆様から何かございませんか。</p> <p>ないようですので、事務局よりハザードマップの説明と令和4年5月より配信を行っています伊賀市防災・情報アプリ（ハザードン）の説明をさせていただきます。</p> <p>～事務局から、別添資料に基づき説明～</p> <p>また、適宜ご活用いただければと思います。</p> <p>それでは、以上をもちまして、伊賀市防災会議を終了させていただきます。</p> <p>長時間にわたり、ありがとうございました。</p> <p>終了</p>
---------	---